

2月18日(月)から

確定申告が始まります



平成30年分所得税の確定申告及び平成31年度住民税の申告の受付が2月18日(月)から3月15日(金)までの間、下記の会場で申告を受け付けいたします。なお、地区毎に指定された日に都合が悪い場合には、他の日程で申告することも可能です。

- ※ 紋別税務署の担当者は来町しません。役場で対応できない場合は紋別税務署で申告を行っていただく場合もありますのでご了承ください。
- ※ 申告のない方については、所得証明等の書類が必要なときに交付されないだけでなく、税金等について、本来受けられるべき軽減等が受けられないなど、不利益になる場合がありますので注意してください。

平成30年分所得税の確定申告・平成31年度住民税の申告受付日程表

	日	月	火	水	木	金	土
	2/17	2/18	2/19	2/20	2/21	2/22	2/23
会場 時間 参集 地区等		役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 あけぼの町	役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 滝美町	役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 栄町	役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 旭町・元町	役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 幸町	
	2/24	2/25	2/26	2/27	2/28	3/1	3/2
会場 時間 参集 地区等	役場 第1会議室 午前9:00～ 午後3:30 (町内全域)	基幹集落センター 午前9:00～午後3:30 濁川中央	基幹集落センター 午前9:00～午後3:30 濁川みどり町・雄鎮内 大正・滝下・雄柏	基幹集落センター 午前9:00～午後3:30 新町	アイビーハイツ 午後1:30～午後3:30 溪樹園入所者・アイ ビーハイツ入居者	役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 年金所得のみの方 (町内全域)	
	3/3	3/4	3/5	3/6	3/7	3/8	3/9
会場 時間 参集 地区等		役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 年金所得のみの方 (町内全域)	役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 札久留・白鳥	役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 一区・二区・三区	役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 滝西・茂瀬・四区	役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 (町内全域)	
	3/10	3/11	3/12	3/13	3/14	3/15	3/16
会場 時間 参集 地区等		役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 (町内全域)	役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 (町内全域)	役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 (町内全域)	役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 (町内全域)	役場 第1会議室 午前9:00～午後3:30 (町内全域)	

～障害者控除対象者認定について～

障害者手帳(身体・療育)の交付を受けていない方でも、要介護認定を受けている65歳以上の高齢者で、次の要件に該当する方は、役場に申請し、認定を受けることで障害者(特別障害者)控除を受けることが出来ます。詳細については、お問い合わせください。

◇問い合わせ先
住民生活課税務係
☎29-2111(内227・228)

区分	認定対象者
障害者	知的障害者(軽度・中度)に準ずる障害のある方
	身体障害者(3級～6級)に準ずる障害のある方
特別障害者	知的障害者(重度)に準ずる障害のある方
	身体障害者(1級・2級)に準ずる障害のある方
	常に就床を要し複雑な介護を要する方(寝たきり高齢者)



◇障害者控除に関するお問い合わせ 保健福祉課福祉係 ☎29-2111(内237・238)